

平成16年度税制改正概要

(自動車グリーン税制関係)

平成15年12月

自動車交通局

自動車グリーン税制の延長

【ポイント】

ガソリン自動車については、自動車税、自動車取得税の特例措置の対象を、より燃費性能及び排出ガス性能に優れた自動車に重点化。

ディーゼル車については、世界一厳しい排ガス規制（平成17年規制）に適合した自動車を自動車取得税の特例措置の対象に追加するとともに、高い軽減税率を設定。

グリーン税制（自動車税軽減）

	新	新
燃費基準	-	25%軽減
燃費基準 + 5%	25%軽減	50%軽減

電気、CNG、メタノール自動車 50%軽減

車齢11年超のディーゼル車、車齢13年超のガソリン車 10%重課

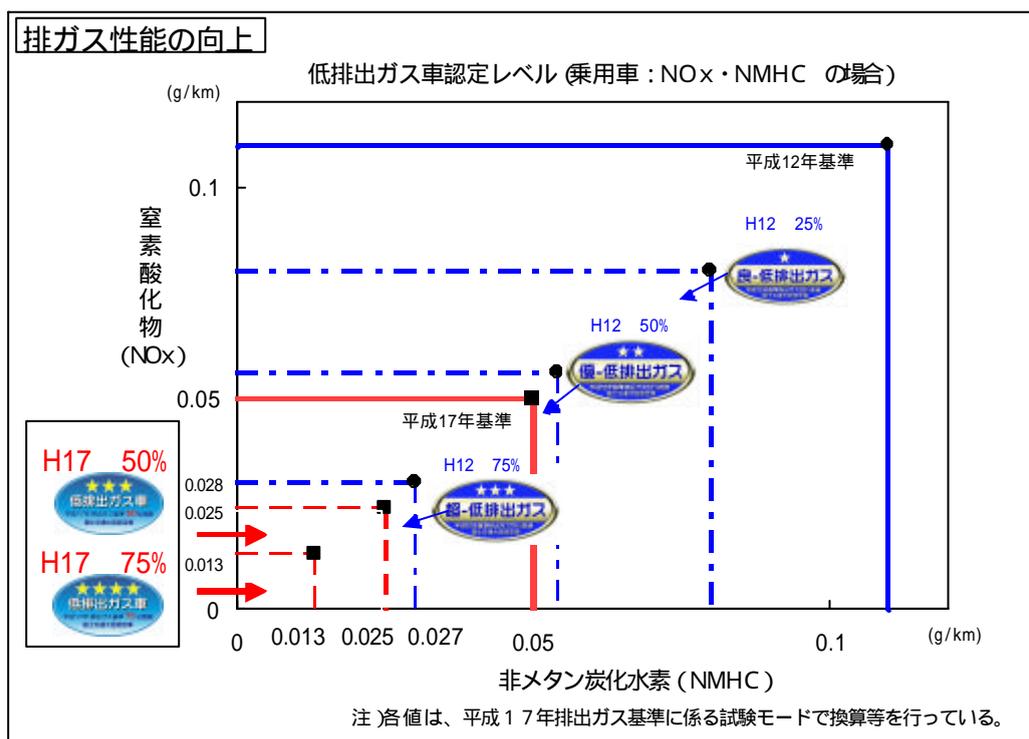
制度期間：2年間（H16～17年度）

低燃費特例（自動車取得税控除）

	新	新
燃費基準	-	20万円控除
燃費基準 + 5%	20万円控除	30万円控除

制度期間：2年間（H16～17年度）

【排出ガス性能】



- 新 : 平成17年基準値より、有害物質を50%以上低減させた低排出ガス車
- 新 : 平成17年基準値より、有害物質を75%以上低減させた低排出ガス車

【低排出ガス認定制度とは】

平成12年4月に創設した低排出ガス車の認定制度。最新規制値（平成17年基準）からみた有害物質の低減レベルに応じ、ステッカーの貼付によりわかりやすい表示を行っている。



（新 制度ステッカー）

【燃費性能】

- 燃費基準 : 2010年燃費基準を満たす自動車
 - 燃費基準 + 5% : 2010年燃費基準より5%以上燃費性能の良い自動車
- 「自動車の燃費性能の公表等に関する制度（仮称）」により、上記区分に応じ、自動車の車体にその旨を表示するステッカーを貼付。

【2010年燃費基準とは】

「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」に基づき、今後達成すべき基準として平成11年に定められたもの。ガソリン乗用車については、2010年までに達成すべき目標基準値として、以下のとおりとされている。

区 分 (車両重量 kg)	~702	703 ~827	828 ~1015	1016 ~1265	1266 ~1515	1516 ~1765	1766 ~2015	2016 ~2265	2266~
目標基準値(km/ℓ)	21.2	18.8	17.9	16.0	13.0	10.5	8.9	7.8	6.4

平成17年自動車排出ガス規制適合車（ディーゼル車）の早期取得特例
(自動車取得税)

- ・ 早期取得 : 2.0%軽減 (H16.4.1~H17.9.30)
- ・ NOx・PM法対策地域内の廃車代替 : 2.1%軽減 (H16.4.1~H17.9.30)

【平成17年自動車排出ガス規制適合車とは】

平成17年10月に導入される世界一厳しい排出ガス基準（「新長期規制」という。）に適合する自動車であり、NOx・PMとも現行規制適合車に比べ大幅に低減される環境性能に優れたディーゼル車。